【諮問議案第１号】
旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

令和８年２月都市計画審議会　資料

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

経緯の概要

事　項	時　期	備　考
旭川市都市計画審議会	令和７年８月２６日	報告（意見なし）
北海道事前協議（回答）	令和８年１月１６日	意見なし
案の縦覧	令和８年１月１９日～ ２月２日	意見０件
旭川市都市計画審議会	令和８年２月２６日	本審議

審議のポイント
　都市計画変更の内容が、都市計画マスタープラン・立地適正化計画等が目指している都市の目標に沿ったものであるか。

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

【旭川圏内の都市施設（ごみ処理場）】

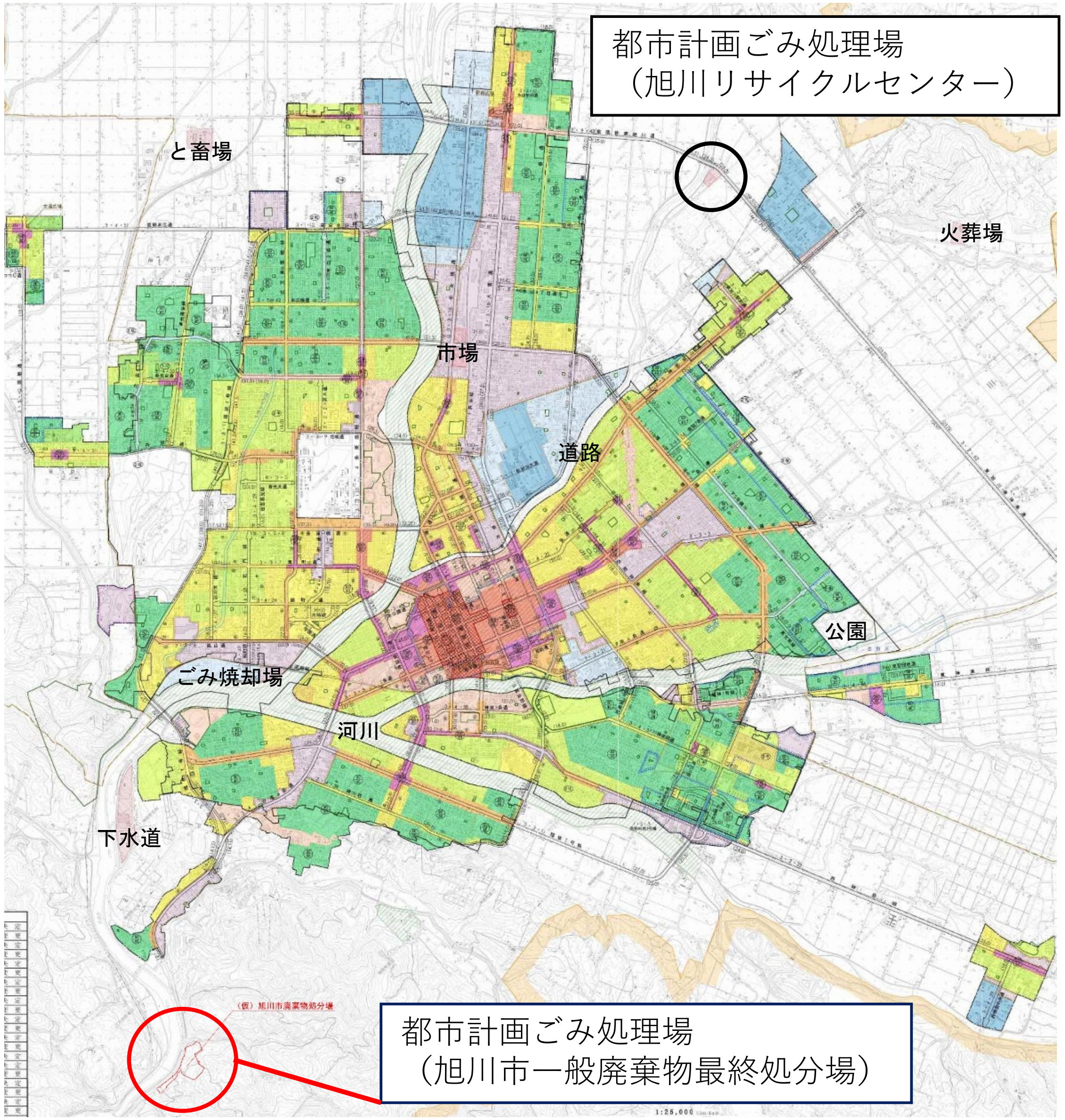

都市計画決定（変更）前

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
1	旭川リサイクルセンター	旭川市東旭川町上兵村	約 1.6ha	資源回収施設 処理能力 20ｔ/日

都市計画決定（変更）後

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
1	旭川リサイクルセンター	旭川市東旭川町上兵村	約 1.6ha	資源回収施設 処理能力 20ｔ/日
2	旭川市一般廃棄物 最終処分場	旭川市神居町春志内	約 17ha	埋立容量： 571,000㎥

変更内容（案）
　令和12年に供用開始予定の旭川市一般廃棄物最終処分場を追加決定する

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

旭川市一般廃棄物最終処分場の位置づけ

【新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画（改訂版）】
（平成28年策定・令和6年改訂）
○本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみ処理施設の整備に関する事項等を定める法定計画である。
○基本施策6「次期最終処分場の整備については、（中略）令和１２年４月の供用開始に向けて計画的に取り組む」

【旭川市ごみ処理施設整備基本方針】　（令和3年11月策定）
○上記基本計画に基づき、実現可能なごみ処理施設整備に向けた基本的な方向性を整理している
○次期最終処分場の構造形式はオープン型を基本とし、埋立容量は最大64万㎥とする。

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

旭川市一般廃棄物最終処分場について

【旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画】（令和6年3月策定）
　一般廃棄物最終処分場は、家庭から排出される燃やせないごみや粗大ごみなどの埋立処分を行う施設であり、衛生的な市民生活を確保する上で必要不可欠な施設である。
　江丹別町芳野にある旭川市廃棄物処分場は、平成15年から埋立を開始しているが、令和12年3月に埋立期限を迎えることから、新しい処分場の整備に取り組んでおり、基本計画では埋立容量や処分場の形式、周辺地域に対する安全対策、自然環境への配慮など、次期一般廃棄物最終処分場の基本的な整備の方向性について整理している。

整備方針

　最終処分場としての備えるべき基本性能を確保しながら、災害に強いより強靭な施設及び脱炭素社会への寄与や環境教育の充実など多面的価値を有した施設を目指します。

基本方針の実現に向けて、次の４つの視点で整備を進めます。

１　安全で強靭な施設

２　経済性に優れ環境に配慮した施設

３　環境学習機能を備えた市民に開かれた施設

４　ゼロカーボンシティ旭川の実現に貢献する施設

ZERO CARBON HOKKAIDO ASAHIKAWA

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

建設地（神居町春志内）

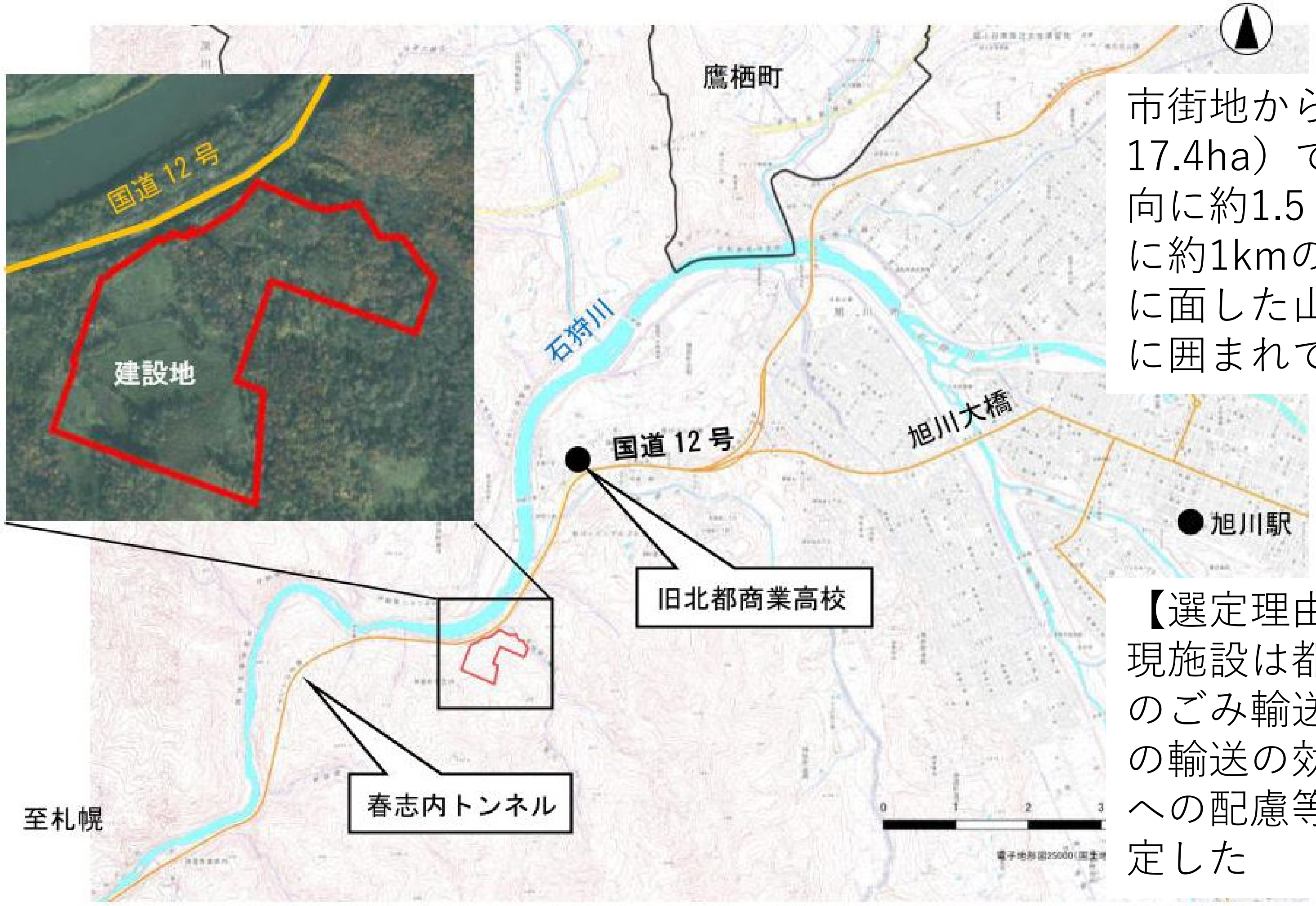

市街地から西南西へ約7kmの土地（敷地面積17.4ha）であり、旧北都商業高校から札幌方向に約1.5ｋｍ、春志内トンネルから旭川方向に約1kmのところに位置し、国道12号の南側に面した山側の緩やかな斜面の地形で、山林に囲まれている

【選定理由】
現施設は都市計画区域外にあり、市街地からのごみ輸送の効率性が悪いことから、ごみ等の輸送の効率性や、周辺の住環境・自然環境への配慮等を勘案して新施設の建設用地を選定した

出典）国土地理院

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

項目	内　容
埋立期間	15年間 （令和12年4月～令和27年3月）
敷地面積	約17.4ha
埋立対象 廃棄物	燃やせないごみ、粗大ごみ、焼却灰、不燃残さ等
埋立構造	準好気性埋立構造※1
放流方式	下水道放流※2

※1動力を使わずに自然通気を発生させ、集排水管やガス抜き管を通じて　廃棄物層内に新鮮な空気を供給することにより微生物の働きを活発化させ、有機物の分解を促進させる構造
※2施設内で浄化した処理水を公共下水道へ接続する方法

主要施設	施設規格（想定）	配置方針
埋立地	面積：約3.1ha 容量：571、000m³	埋立容量の確保が可能な建設地西側の利用を基本とする。
浸出水処理施設	約3、000m² （調整設備含む）	施設の維持管理性を高めるため、管理棟と併せて建設地東側の管理ゾーンの利用を基本とする。
防災調整池	約10、000m³	雨水の集水が容易となる最下流部かつ建設地中央の利用を基本とする。
管理棟	約400m²	施設の維持管理性を高めるため、建設地東側の管理ゾーンの利用を基本とする。 不燃物等のストックヤード、保管庫及び計量棟は搬入車両の管理が容易となるよう管理棟付近を基本とする。
計量棟・保管庫 ストックヤード	計量機2基 約900 m²	
覆土置き場	可能量	管理ゾーン南側を覆土置き場として利用する。

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

都市計画の方針

方針①旭川圏都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）

「Ⅲ２（３）その他の都市施設」

・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適正な維持管理を継続するとともに、適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

方針②旭川市都市計画マスタープラン

「第3節 3 - 1 都市施設」

（５）廃棄物処理

基本方針

最終処分場は、環境負荷に配慮した安全・適正な維持管理を継続します。また、埋立終了時期を見据えながら、次期最終処分場の整備に向け、長期的に安定したごみ処理を行うため、 地域社会との融和や経済性などを考慮するとともに、周辺の土地利用状況及び環境に配慮した検討・取組を進めます。

施策の方向

・次期最終処分場の整備に向けた具体的な検討と計画的な取組の推進

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

都市計画決定理由

　現在、本市における一般廃棄物の最終処分施設である旭川市廃棄物処分場（以下、「現施設」という）は、平成15年から稼働している。当初、現施設の埋立期間は15年間と想定していたが、その後の家庭・事業系ごみの細分化や、ごみ収集の一部有料化等により最終処分量が減少したこともあり、埋立期間を延長し現在も稼働しているものの稼働開始から20年以上が経過し、埋立容量の逼迫、各施設の老朽化による維持管理費の増大のほか、地元市民委員会と現施設の埋立期間は令和11 年度までとする協定を交わしていることから、新たな一般廃棄物の最終処分施設の確保が喫緊の課題となっている。

　こうした状況から、本市では令和6年3月に「旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画」を策定し、安全かつ安定的に処理できる強靭な施設、経済性に優れ環境負荷の低減を図り周辺環境と調和しながら市民に親しまれる施設を基本方針に掲げ、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を計画的に進めることとした。

　施設整備に当たっては、前述の協定から現施設の区域内において新施設を建設することが困難であり、また、現施設は都市計画区域外にあり、市街地からのごみ輸送の効率性が低いことから、ごみ等の輸送の効率性や、周辺の住環境・自然環境への配慮等を勘案して都市計画区域内の新施設建設用地を選定した。

　最終処分場は、衛生的な市民生活を確保する上で欠かすことのできない施設であり、福祉の増進に寄与し、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するため、埋立開始から完了だけでなく、廃止までの期間や、その跡地利用についても一貫した維持管理・環境対策が必要であり、「都市施設」として恒久的な施設に位置付ける必要があることから都市計画決定を行うものである。

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について

今後のスケジュール

事　項	時　期	備　考　（予定）
旭川市都市計画審議会	令和７年８月２６日	事前報告
北海道事前協議（回答）	令和８年１月１６日	
案の縦覧	令和８年１月１９日～ ２月２日	
旭川市都市計画審議会	令和８年２月２６日	審議
北海道知事協議	令和８年３月上旬～	
都市計画決定	令和８年３月中旬	

議案第１号

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について
（旭川市決定）

令和８年２月
旭　川　市

1　都市計画の図書の案

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更

①　計画書

②　総括図

③　計画図

旭川圏都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（旭川市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）に２号旭川市一般廃棄物最終処分場を次のように追加する。

名　称		位　置	面　積	備　考
番号	ごみ処理場名			
1	旭川市 リサイクルセンター	旭川市東旭川町 上兵村	約 1.6ha	資源回収施設 処理能力 20t/日
2	旭川市一般廃棄物最終処分場	旭川市神居町 春志内	約 17 ha	埋立容量： 571,000 ㎥

「区域は計画図表示のとおり」

理由

不燃ごみや中間処理する過程で生じる残さ等の最終処分（埋立）施設として整備された現在の旭川市廃棄物処分場は、埋立容量が逼迫しており新たな施設が必要である。新施設の整備は、跡地利用を含めて一貫した施設整備を行うことから、旭川圏都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）に「旭川市一般廃棄物最終処分場」を追加する。

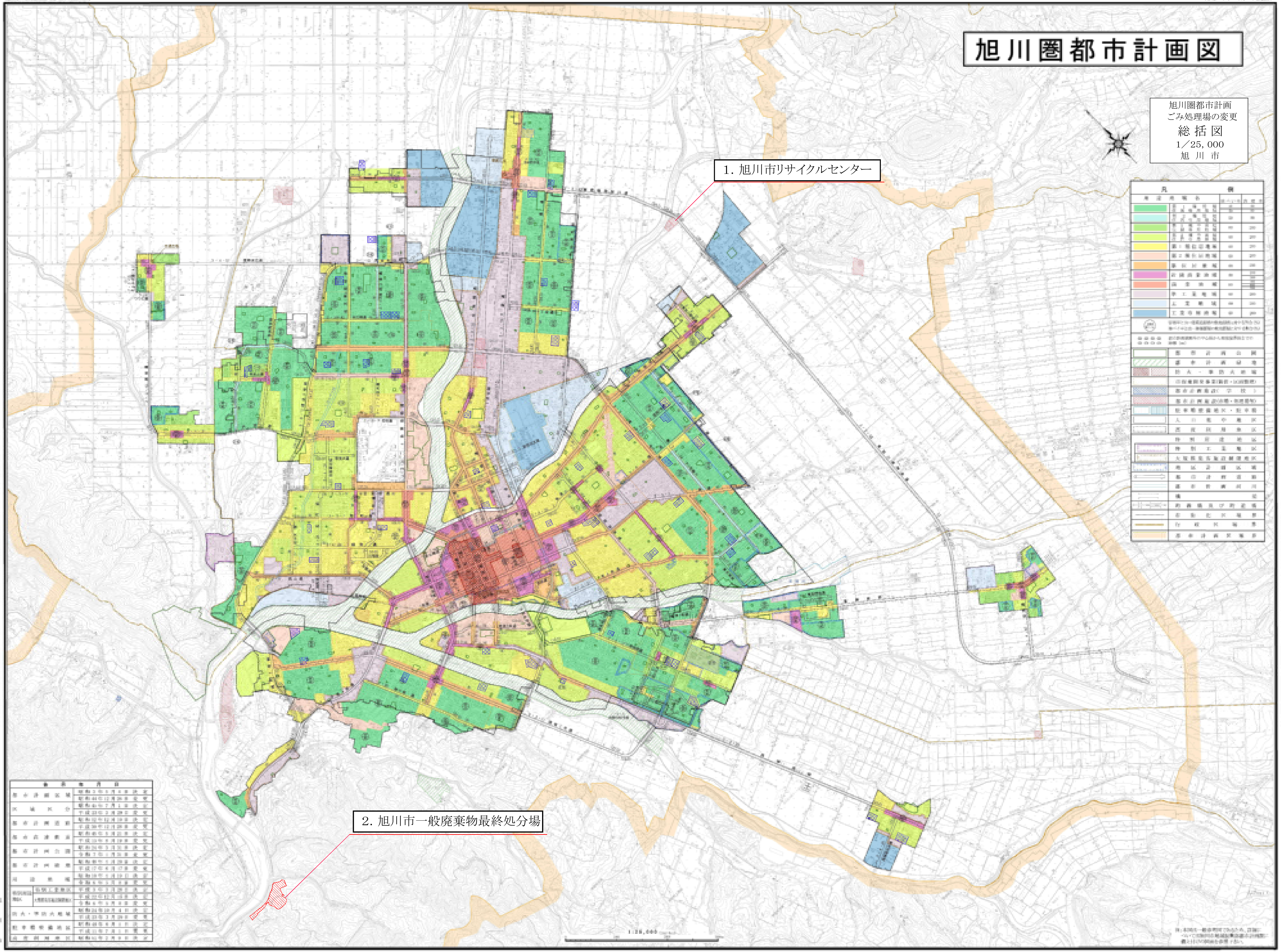
旭川圏都市計画図
旭川圏都市計画
ごみ処理場の変更
総括図
1／25,000
旭川市
1. 旭川市リサイクルセンター
2. 旭川市一般廃棄物最終処分場

旭川圏都市計画
ごみ処理場の変更
計画図
旭川市

(1/3,000)

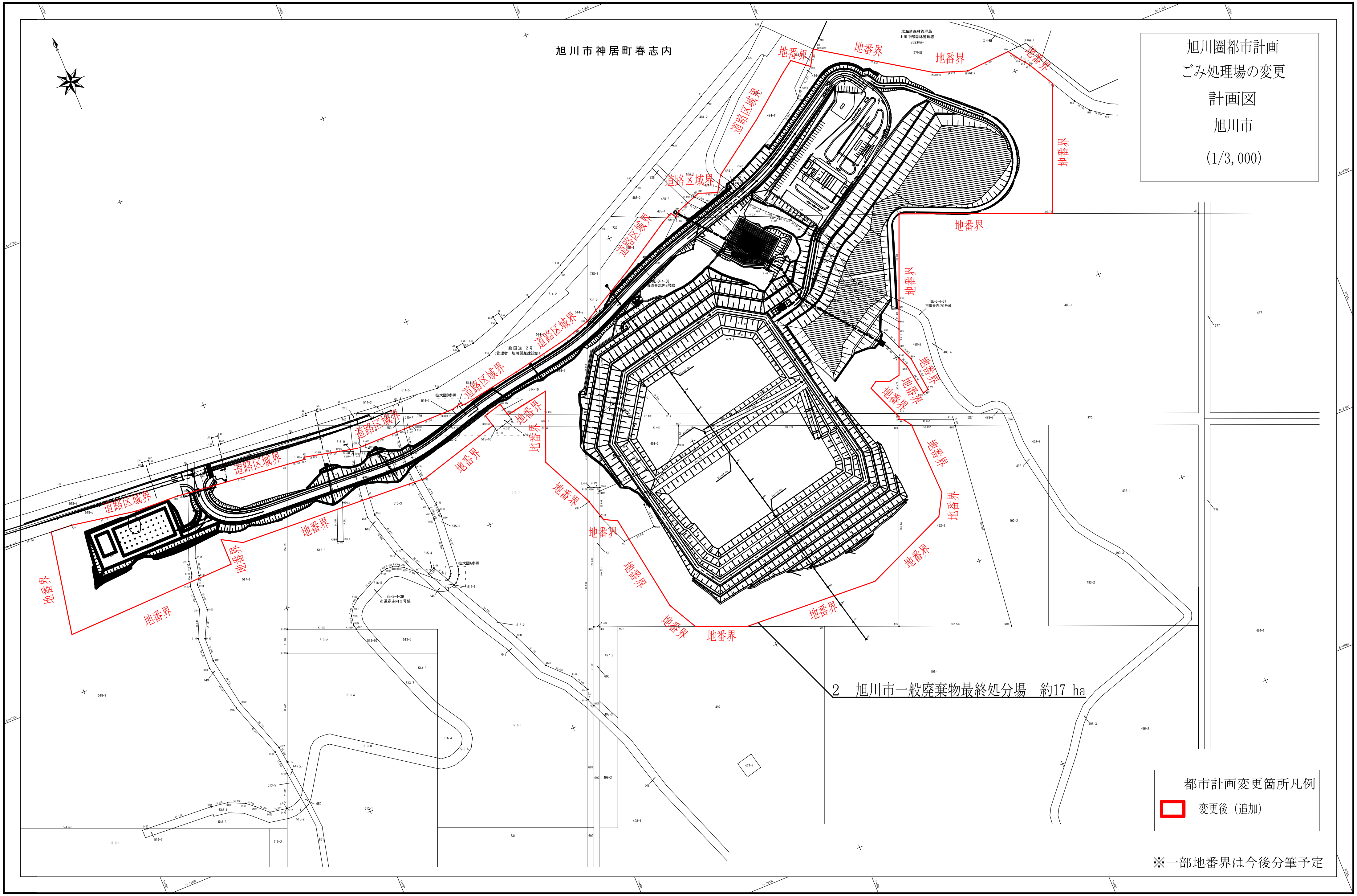

都市計画変更箇所凡例

変更後（追加）

※一部地番界は今後分筆予定

２　その他ごみ処理場の変更内容を示す図書

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更

①　変更理由書

②　新旧対照表

都市計画変更の理由書

１．案件名

旭川圏都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（旭川市決定）

２．都市計画決定の経過

本市における都市計画ごみ処理場は、令和 4 年 5 月に「旭川市リサイクルセンター」を決定し、現在に至っている。

３．都市計画変更の目的

現在、本市における一般廃棄物の最終処分施設である旭川市廃棄物処分場（以下、「現施設」という）は、平成 15 年から稼働している。当初、現施設の埋立期間は 15 年間と想定していたが、その後の家庭・事業系ごみの細分化や、ごみ収集の一部有料化等により最終処分量が減少したこともあり、埋立期間を延長し現在も稼働しているものの稼働開始から 20 年以上が経過し、埋立容量の逼迫、各施設の老朽化による維持管理費の増大のほか、地元市民委員会と現施設の埋立期間は令和 11 年度までとする協定を交わしていることから、新たな一般廃棄物の最終処分施設の確保が喫緊の課題となっている。

こうした状況から、本市では令和 6 年 3 月に「旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画」を策定し、安全かつ安定的に処理できる強靭な施設、経済性に優れ環境負荷の低減を図り周辺環境と調和しながら市民に親しまれる施設を基本方針に掲げ、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を計画的に進めることとした。

施設整備に当たっては、前述の協定から現施設の区域内において新施設を建設することが困難であり、また、現施設は都市計画区域外にあり、市街地からのごみ輸送の効率性が低いことから、ごみ等の輸送の効率性や、周辺の住環境・自然環境への配慮等を勘案して都市計画区域内の新施設建設用地を選定した。

最終処分場は、衛生的な市民生活を確保する上で欠かすことのできない施設であり、福祉の増進に寄与し、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するため、埋立開始から完了だけでなく、廃止までの期間や、その跡地利用についても一貫した維持管理・環境対策が必要であり、「都市施設」として恒久的な施設に位置付ける必要があることから都市計画決定を行うものである。

４．都市計画変更の内容

旭川圏都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）に「旭川市一般廃棄物最終処分場」を追加する。

旭川圏都市計画ごみ処理場　新旧対照表

	名称		位置	面積	備考	変更内容
	番号	学校名				
新	1	旭川市リサイクルセンター	旭川市東旭川町上兵村	約 1.6ha	資源回収施設 処理能力 20t/日	
	2	旭川市一般廃棄物最終処分場	旭川市神居町春志内	約 17 ha	埋立容量 571,000㎥	新規追加
旧	1	旭川市リサイクルセンター	旭川市東旭川町上兵村	約 1.6ha	資源回収施設 処理能力 20t/日	